

# 朝六小いじめ防止基本方針

平成26年6月作成（令和8年4月改訂）

鶴岡市立朝陽第六小学校

## 目 次

◇ はじめに	3
I いじめの問題に対する基本的な考え方	4
1 用語の定義	4
2 関係者の役割・基本姿勢	6
(1) 学校及び学校の教職員の役割・基本姿勢	6
(2) 保護者の役割・基本姿勢	7
(3) 子どもたちの役割・基本姿勢	7
3 いじめ問題等への組織的対応	7
(1) いじめ防止対策委員会	7
(2) 学校いじめ問題対応委員会	8
4 関係機関との連携	8
(1) 教育委員会との連携	8
(2) 警察, 児童相談所, 医療機関, 法務局等との連携	9
(3) 学校相互間の連携協力体制の整備	9
(4) 学校基本方針の公開と説明	9
II いじめ防止等の基本的施策	9
1 未然防止の取組	9
(1) 児童理解に基づくきめ細かな教育の推進	9
(2) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進	10
(3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進	10
(4) 児童会の主体的な活動の推進	11
(5) 教員等の資質能力の向上	11
(6) P T A組織を生かした取組の推進	12
2 早期発見の取組	12
(1) 早期発見のための基本的な考え方	12
(2) 早期発見のための具体的な組織的対応の推進	13
3 いじめ発生の場合の適切な対応	14
(1) いじめ対応の基本的な流れ	15
(2) いじめ発見時の緊急対応	15
(3) いじめと認知した場合の対応	16
III ネット上のいじめへの対応	18
1 ネット上のいじめの未然防止	18
(1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上	18
(2) 家庭・地域, P T Aとの連携	19

2	早期発見・早期対応	20
	(1) 早期発見への取組	20
	(2) 早期対応への取組	21
IV	重大事態への対応	23
	(1) 重大事態の意味	23
	(2) 重大事態への対処	23
V	いじめが生まれる背景と指導上の注意	23
VI	教育相談体制と生徒指導の整備	24
	(1) 教育相談体制と活動計画	24
	(2) 生徒指導体制と活動について	25
VII	校内研修	26
	(1) 児童理解	26
	(2) いじめ問題等の生徒指導に関する研修	26
VIII	学校評価と教員評価	26
	(1) 学校評価	26
	(2) 教員評価	27

# 朝六小いじめ防止基本方針

## はじめに

子どもはかけがえのない存在であり、一人一人が「いのち」輝く人間として生きることが我々の願いである。学校においては、子どもたちに自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」をしっかりと教え、育てていく「いのち」の教育を大切にすすめていく必要がある。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、これまでも、学校において、様々な取組が行われてきた。しかしながら、いじめを背景として、児童の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生する可能性は、どこでも起こりうるという危機意識をもたなければならない。

大人の責任として、子どもたちに対し、いじめは、命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸せにするものであることを教え、いじめは、人として恥ずべきものであることを深く認識させなければならない。

学校においては、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度を示しながらも、誰でも加害者や被害者になり得ること、いじめは、どこでも起こり得ることを認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応できるよう、教職員が積極的に一致協力し、いじめ防止に取り組むことが求められる。

いじめは決して許されることではないが、子どもは、遊びや共に生活する中でもめごとや喧嘩を通して人との正しい関わり方を身に付けるものであり、人間関係を形成していく発達段階において、このようなことを経験することは大切なことである。すべてのもめごとや喧嘩に対して、大人が直接介入してしまえば、子どもの健全な成長の機会を損なってしまう場合も考えられる。もめごとや喧嘩といった様々な経験の中から、「他者への思いやり」や「庄内論語」で取り上げている「義を見て為（せ）さざるは、勇（よう）無きなり」ということを子ども自らが学んでいくことも必要である。

しかし、同じように見える言動であっても、それは、もめごとや喧嘩であったり、あるいはいじめであったりすることが考えられる。また、からかいや軽くぶつかることについても、小学校低学年と中学生では意味合いが違ってくる。教職員や周りの大人は、子どもの発達段階とその状況をしっかりと見極めながら、個々のケースに応じた適切な対応や指導をしなければならない。

本校の子どもたちが、適切な見守りと支援のもと温室育ちではなく、「逞しく、優しく、賢い」子どもたちに育ってくれることを切に願っている。そのためにも、学校、PTA、地域、関係機関が連携し、いじめを生まない学校づくりと、いじめの早期発見、即時対応の体制づくりが必要である。

このため、国において制定・策定された、いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行、以下、「法」という。）及びいじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月策定・平成29年3月改定）、県において策定された、山形県いじめ防止基本方針（平成26年4月策定・平成29年11月改定）、鶴岡市で策定した鶴岡市いじめ防止基本方針（令和5年4月改定）を踏まえ、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、実効あるいじめ防止対策を進め、いじめの問題を克服していくための方針をここに掲げるものである。

## I いじめの問題に対する基本的な考え方

### 1 用語の定義

(1) いじめの定義は、法第2条において次のとおり規定されており、これを踏まえて取り組むものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 平成26年4月に策定された「山形県いじめ防止基本方針」が平成29年10月に改定。いじめ対策推進法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案し、次の5点を改定のポイントとして、必要に応じた改定措置が講じられた。

#### 【いじめの定義の確認】

- ① けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。
- ② 好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。

#### 【いじめの解消】

少なくとも、次の①と②の要件を満たす必要がある。

##### ① 「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月以上）。

##### ② 「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

被害児童生徒本人及びその保護者に面談等により確認する。

#### 【教育的諸課題等から特に配慮が必要な児童生徒について】

学校として、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・被災児童生徒 など

#### 【重大事態について】

- ① 手順を明確にし、確認しておくことが大切であることに加え、市町村に対して、平時から調査を行うための組織等を設置しておくよう促す。
- ② 重大事態の疑いがあると認められたときも、校長は学校の設置者に報告する。

#### 【インターネット上のいじめへの対応について】

昨今の問題の深刻化、社会問題化している点を鑑み、別冊にて提示。

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つことが重要である。この際、いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認しながらも、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなど、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ②「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ③「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ④「いじめ」からけんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ⑤いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、好意から行ったことが意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったようなときなど、その全てがいじめとしての指導を要する場合であるとは限らないことにも留意する。
- ⑥例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ⑦いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。
- ⑧国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に、具体的ないじめの態様として、次のようなものが示されている。

ア	冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
イ	仲間はずれ、集団による無視をされる
ウ	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
エ	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
オ	金品をたかられる
カ	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
キ	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
ク	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされるなど

- ⑨「いじめ」の中には、犯罪行為として早期に警察に相談するものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもあり、その場合には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図ることが重要である。

- (2) 「子ども」及び「児童」とは、本校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (3) 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- (4) 「市民」とは、市内に居住する者又は市内に通勤、もしくは通学する者、また、市内において事業活動を行う個人及び団体等をいう。

- (5) 「学校の設置者」とは、市立の学校においては鶴岡市をいう。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条において、地方公共団体が設置する学校の設置及び管理に関することは、教育委員会において管理し、執行することとされている。
- (6) 「関係機関等」とは、県教育機関（県教育委員会、教育事務所、県教育センター）、警察、児童相談所、大学等の研究機関、その他児童のいじめの防止等の対応に係る機関及び団体をいう。

## 2 関係者の役割・基本姿勢

### (1) 学校及び学校の教職員の役割・基本姿勢

- ①国の基本方針、山形県いじめ防止基本方針及び鶴岡市いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を、「朝六小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとする。
- ア) 学校基本方針を定めるにあたり、いじめの未然防止、早期対応、認知した場合の対処、関係機関との連携等について、具体的に対応策を示すと同時に、いじめを原因とする不登校の問題やインターネットやメールを介して起こる問題など、いじめに付随して起こり得る問題の未然防止策や対応策についても検討するものとする。
- イ) いじめの当事者となり得る児童に対して、よりよい人間関係の在り方やいじめの根絶に取り組む意識を構築するためにも、学校基本方針の策定に児童の考えや意志が反映されるように努める。さらには、問題が発生した場合の解決に向けた対応や取組においては、保護者を始め地域関係者からの協力を得ることが考えられるため、PTA組織や保護者会等の考えや意志を反映させた方針を策定する。
- ウ) 策定された学校基本方針は、定期的に、児童の実態やPTAや学区民の意見をもとに総点検を行い、改善を図るものとする。
- ②わかる・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりに努める。
- ③いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、管理職のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。
- ⑥教職員は、児童が主体となっていじめのない学校をつくらうとする意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ⑦いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

## (2) 保護者の役割・基本姿勢

- ①常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心、安定して過ごせるよう愛情をもって育む。
- ②どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ③いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。
- ④いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

## (3) 子どもたちの役割・基本姿勢

- ①自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。
- ②周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

## 3 いじめ問題等への組織的対応

### 【学校に置く「いじめ等の対策のための組織」】

法第22条と法第28条に基づき、本校の複数の教職員等によって構成される「朝六小いじめ防止対策委員会」及び教育委員会と連携し構成される「朝六小学校いじめ問題対応委員会」を組織する。

#### (1) 「朝六小いじめ防止対策委員会」

- ① 「朝六小いじめ防止対策委員会（1）：校内における実効的組織（日常的な関係者の会議）」  
校内において、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付ける組織

##### 【構成員】

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、副教務、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教育相談担当教員、その他関係教員と、地域民や保護者からなる外部関係者（PTA代表 等）を加えて組織する。

- ② 「朝六小いじめ防止対策委員会（2）：構成員全体の会議」

いじめ等の生徒指導上の課題について協議するために、学校の実情に応じて、「いじめ防止対策委員会（1）」に、第三者機関等から委員を加えて組織する委員会

##### 【構成員】

いじめ防止対策委員会（1）に加え、学校医、医師、SC、教育相談員、弁護士、庄内児童相談所員、心理福祉専門家、警察署員等を加えた組織

「いじめ防止対策委員会（1）（2）」の役割は、

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いや問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割
- ・いじめを察知した場合に，関係児童に対する事実関係を聴取する役割
- ・指導や支援の体制・対応方針を決定する役割
- ・保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割  
などが考えられる。

また，当該組織は，学校基本方針の策定や見直し，各学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや，いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証，必要に応じた計画の見直しなど，各学校のいじめ防止等の取組について，P D C Aサイクルで検証を担う役割を有する。

## (2) 「学校いじめ問題対応委員会：重大事態発生時の対応委員会」

学校において，校長又は教育委員会が，重大事態が発生したものと判断した場合に，問題対応，調査に当たる組織として，学校及び教育委員会において設置するものである。

学校対応委員会の組織については，「いじめ防止対策委員会①」の教職員等による構成員に加え，学校と教育委員会が協議し，市対応委員会より人員の派遣を受け設置する。

「学校いじめ問題対応委員会」の役割は，教育委員会と連携し，

- ア) 当該いじめ問題に対応するための組織設置及び関係機関との連携について協議する。
- イ) 当該いじめ問題に係わる聴き取り及び調査を実施する。
- ウ) 聴き取り及び調査の結果を集約し，当該児童及び保護者に対して情報を提供する。

## 4 関係機関との連携

### (1) 教育委員会との連携

#### ① 県教育センターによる支援

いじめ事案への適切な対処のために，県教育センターが中心となって支援する体制を活用する。

※「24時間いじめ相談ダイヤル」及び「メールによる相談」等の相談窓口の設置

※市や学校で行う研修会等への講師（指導指導主事）の派遣

#### ② 庄内教育事務所による支援

庄内教育事務所に設置されている「いじめ解決支援チーム」を活用し，いじめの防止等に係る活動を推進，かつ，解決が困難ないじめ事案への支援体制を活用する。

※担当指導主事，青少年指導担当，エリアスクールソーシャルワーカーによる対応

※必要に応じて弁護士やエリアスクールカウンセラー等の外部専門家の派遣

#### ③ 鶴岡市教育相談センターにおける教育相談員との連携

学校や保護者からの発達障がいや不登校，いじめ問題等の相談を受け，関係の学校及び担当指導主事が連携し対応する。

※個別検査の実施に関すること

※不登校・不登校傾向の児童生徒の実態把握と対応に関すること

※適応指導教室への入級や対応・支援に関すること

※いじめ等の問題に関する相談対応

#### ④鶴岡市教育委員会学校教育課との連携

学校や保護者からの相談を受け、関係の学校及び担当指導主事が連携し対応する。

※関係機関との連携の調整（警察，児童相談所，鶴岡市子ども家庭支援センター等）

※相談窓口の提供

※いじめ対策等に関わる関係資料，情報の提供

※研修会等への指導主事の派遣

### （２）警察，児童相談所，医療機関，法務局等との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは「学校・警察連絡制度」を活用し，学校からためらうことなく，鶴岡警察署に報告する。

いじめの問題への対応においては，例えば，いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには，関係機関（警察，児童相談所，法務局等）との適切な連携が必要であり，学校警察連絡協議会等を通じ，平素から，学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など，情報共有体制を構築しておく。また，教育相談の実施に当たり必要に応じて，医療機関などの専門機関との連携を図ったり，法務局など，学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど，教育委員会や学校が，関係機関と連携する。

### （３）学校相互間の連携協力体制の整備

ブロック内の校長会や教頭会，生徒指導主任会等において，いじめに係る事実の提供や情報収集をきめ細かく行うとともに，接続する中学校との連携の充実を図られるようにする。

### （４）学校基本方針の公開と説明

学校のホームページに掲載（年度始め更新）し，保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるようにする。また，学校基本方針の内容を，入学時・各年度の開示時期に児童生徒，保護者，関係機関に説明する。

## Ⅱ いじめ防止等の基本的施策

### １ 未然防止の取組

#### （１）児童理解に基づくきめ細かな教育の推進

##### ①児童理解の努力と工夫

児童理解のために下記のことについて努力・工夫する。

ア) 日常的な会話や観察の他に，児童の気持ちの変化を捉えられるよう，学校組織として定期的なアンケート調査，個人面談，生活記録や日記等の手法を取り入れていく。

イ) 児童一人一人の状態や学級・学校全体のようなすを把握し，よりよい学級集団づくりや学校づくりを進めるため，学校生活における意欲や満足度の調査を行うＱ－Ｕ検査（６・１０月実施）の活用を図る。※１年生は１０月のみ

- ウ) 保護者や地域にいじめに関する情報を発信すると同時に、児童の気になる様子等について情報や相談をいただく窓口を周知し、学校外における児童の状況把握等に努める。
- エ) 学校の設置者や、PTA、地域等と連携し、学校ネットパトロールを実施し、児童にも周知することでネット上のいじめの抑止力につなげる。
- オ) 気になる児童の情報等については担任等が一人で抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、学校・学年など組織として対応できる体制を整える。
- カ) 管理職をはじめ、教職員の「危機管理能力」を高める研修を通して、資質・能力を高める。

これらの努力・工夫により、個々の児童理解に基づいた適切な指導・支援を学校の教育活動全体を通じて組織的に行うことで、児童一人一人が安全に安心して過ごせる学校づくりを推進する。

## ②個々の児童の人間関係を踏まえた児童理解と学級指導の充実

日常の行動観察や生活記録、Q-Uやアンケート調査等の結果から把握した児童の実態を総合的に分析し、一人一人の気持ちの有り様をきめ細かく捉えていく。また、その背景となることを理解するために必要な事柄を学校組織として共有し、適切な指導・支援に結びつけることで、一人一人の心の安定、学級内の児童が安心して過ごせる学級づくりを推進する。さらに、児童一人一人がお互いの良さを認め合い、互いに信頼しあって生活できる集団づくりやコミュニケーション能力の育成を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、いじめの未然防止につなげることができる人間関係を構築していく。

## (2) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

児童の豊かな情操と道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが、いじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の推進を図る。

校長のリーダーシップのもと、道徳教育推進体制を整備し、学校教育全体を通じた道徳教育全体計画・道徳教育年間指導計画の活用と改善を推進していく。また、道徳教育の要となる道徳の時間においては、「鶴岡市子ども像指導資料集」や「親子で楽しむ庄内論語」、山形県道徳読み物資料集「いのちを見つめる」等を活用し、特に生命尊重や思いやりの心を育み、望ましい人間関係を実現しようとする道徳的実践力を高めていく。

## (3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

### ①系統的な「いのち」の教育の実践

教育活動全体を通じて、「かけがえのない生命の尊さ」と「人と人のかかわり」や「自らの生き方」の理解につながる教育活動を推進する。

※参考：「『生命』の大切さを学ぶ教育プログラム」（平成25年3月山形県教育委員会）

### ②家庭における「いのち」の教育の実践

各家庭においては、親子の温かいかわりを通じて「愛されている」「認められている」等、児童の自尊感情を高めるとともに、身近な動植物とのふれあいから子どもの発達段階に応じ、生命の尊さについて理解が進むよう働きかけていく。

### ③地域における「いのち」の教育の実践

各地域においては、各家庭・学校との連携・協働を推進し、様々な交流活動等の充実により、自他を尊重する思いやりの心を育てるとともに「人とかかわる楽しさ」や「人のために役立つ喜び」を実感させる。また、各地域における子どもの見守り活動等を通じ、子どもたちが安全に、安心して生活できる地域づくりを、各家庭・学校とともに推進していく。

## (4) 児童会の主体的な活動の推進

いじめは大人の見えない子どもの世界で起きており、児童が一丸となって「いじめをしない、させない、許さない」学校を創っていくことが必要である。

「いじめは人間として許されない行為である」「いじめを見て見ぬふりをするのもいじめを助長することにつながる」等、児童へのいじめに対する理解を深めるとともに、いじめの防止等に資する児童の自主的な企画及び運営による活動を促進するようはたらきかけていく。

児童会の活動において、挨拶や言葉遣い、時間の遵守など、校内生活の決まりや心得の大切さを子どもたちが共有し高め合う集団づくりに努め、児童の自己有用感や自己肯定感を育てる教育の推進を図る。

児童による自発的ないじめ防止の取り組みを促すため、自主的な企画、運営によるさまざまな活動を促進する。

## (5) 教員等の資質能力の向上

### ①生徒指導に関わる資質・能力の向上

生徒指導を十分に機能させるため、自己存在感を与え、共感的人間関係を育成し、自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助することに留意した指導を学校の教育活動全体を通じて行う。また、個々の児童への配慮等、深い児童理解に基づく指導・支援等を行う。その中で、児童達の人間関係を慎重に見抜く危機意識、すなわち「いじめの芽」に気づく洞察力を高め、発覚したいじめについて確実に解消していくため「いじめの根っこ」を改善する指導の在り方や、いじめの未然防止に向けた学級経営等について、校内外における研修機会等を設定し、教職員の資質向上に取り組む。

### ②特別支援教育、生徒指導に係る研修会や講座の実施

小中学校の通常学級に在籍し、学習障がいや注意欠陥多動性障がい、あるいは自閉症スペクトラム障がいと疑われる児童生徒の割合が年々増加の傾向にある。こうした障がいの特性により、人間関係の構築の困難さやこだわりの強さなどによるトラブルが発生する可能性がある。それが、いじめなどの問題の原因となり集団や対人に対する不適応や不登校等の問題に発展することが心配される。こうした状況にあって、児童生徒に対する適切な対応や支援・指導が必要であり、それに応じた教員の資質・能力の向上が求められている。

教育委員会では、高い専門性を持ち、障がいの特性に応じた対応ができる人材を育成するため、各校の特別支援教育コーディネーターの他に、管理職、学級担任等の多くの教員が受講できる講座や研修会を実施しており、以下の研修会に積極的に参加し、資質向上に努める。

#### ○鶴岡市特別支援教育講座

特別支援教育に関する内容に加え、いじめ問題やQ-Uの活用に関する講座を開設。

○鶴岡市教育講演会

市全体の教育振興を図るための講演内容、講師依頼を検討し、年1回実施。

○鶴岡市夏季研修講座

本市の教育課題や重点施策を踏まえ講座の内容を検討し、夏季休業中の集中講座として実施。教科指導、学習指導、生徒指導等の分野で内容を吟味し講座を開設。

## (6) P T A組織を生かした取組の推進

### ①学校・家庭・地域の連携の推進

学校・家庭・地域のそれぞれに関わるP T Aは、家庭内はもとより、地域において児童の健全育成のための関係団体の中核となり、きめ細かく児童を見守ることができる立場にある。

また、保護者同士のネットワークを活用していじめに関する情報の収集に努め、得られた情報は速やかに学校に伝達するなど、保護者と学校が情報を共有しながらいじめ防止に努めていく。

### ②家庭教育での取組

保護者は子の教育について第一義的な責任を有するものであり、家庭教育の中で児童の規範意識を養い、いじめは決して許されないことであることを児童の意識に植え付ける必要がある。

P T A組織を通して、教育の原点である家庭教育についての保護者の意識啓発を図るとともに研修機会を充実させていく。(※ゆりのき憲章の活用)

### ③学校とP T Aが連携したネットトラブルに対する取組

P T Aや関係機関と連携の上、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催するなど、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための児童への情報モラル教育の充実を図るほか、家庭におけるルールづくり等の取組の重要性など、保護者への啓発の推進に努める。(協力ネットワーク：ネットパトロール)

## 2 早期発見の取組

### (1) 早期発見のための基本的な考え方

いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童や周囲の児童に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に行うことが必要であり、また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。

教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を事前に整備しておくことが大切である。

#### ①見えるいじめを見逃さない努力と工夫

いじめには遊びやふざけあいを装って、言葉による攻撃や軽くたたいたり蹴ったりなどの暴言・暴力等を伴って行われる比較的目に見えやすいいじめがある。こういった目に見えるいじめ、もしくはいじめの芽と思われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。さらにいじめられている児童の話をよく聴くことが重要である。その際、いじめられている側の児童は、加害側の児童との人間関係により、いじめられていることを否定すること

もあることを忘れてはならない。加害児童とのこれまでの人間関係を洗い出し、被害児童の心情に寄り添って傾聴していくことが重要である。

## ②見えにくいいじめに気づく努力と工夫

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識する。いじめられている児童の発するサインがたとえ小さくても、いじめではないかとの疑いを持って、いじめられた児童の心に寄り添いながら声をかけ、児童の人間関係をつぶさに把握しながら積極的に確認していく。

また、教職員は早い段階から複数で関わり、いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをして軽視することは絶対にあってはならない

## ③いじめの早期発見のための対応と取組

### ○いじめに対する認識

- ・いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題

### ○いじめを許さない学校と学級づくり

- ・児童と保護者に対し姿勢を明確に示す。

### ○校内生徒指導体制・教育相談体制の再点検

いじめの早期発見・早期対応を実現するために、実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を実施し、点検結果を踏まえた取組の充実と改善を図る。

- ・「いじめ問題への取組点検表」（県教育委員会）による点検の実施
- ・「いじめ問題への取組の徹底について」

（平成18年10月19日付け18文科初第711号初等中等教育局長通知）に添付されている「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」を活用しての点検の実施

### ○実態把握のためのアンケート等の実施

- ・県教育委員会から示されている様式による年2回（6月頃・11月頃）の実施
- ・生徒指導定期調査 第1期（7月）、2期（12月）、3期（3月）の報告に結果を反映
- ・「学校生活アンケート」の実施

### ○いじめ発見のチェックリストの活用と個別相談の実施

- ・県様式や市様式等を参考にして、教職員用と保護者用を作成し配布  
アンケートと併用しながら意図的・計画的に実態把握を実施

### ○相談窓口（連絡先）の提供

### ○児童会を中心とした自主的な取組

### ○計画的・組織的な校内巡視の実施（組織体制を工夫して児童を見守る時間を増やす）

## （2）早期発見のための具体的な組織的対応の推進

### ①学校教職員の情報ネットワークの強化

いじめの事実があると疑われるときは、その情報を「朝六小いじめ防止対策委員会」に報告し、全教職員で情報を共有するなどいじめ情報ネットワークを構築していくことが重要である。こうすることで、いじめに関わる児童の言動を複数の教職員の目で確認し、未然防止や早期発見につなげていく。

また、いじめ発見のチェックリスト等を活用し、児童や学級の状況把握に努める。気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく、校内組織に必ず報告・相談することで、組織的な対応を行う。

#### ②学校・家庭・地域の情報ネットワークづくり

発見したいじめの芽については、学校から家庭にも連絡し、校内における対応を伝えた上で、各家庭からも指導に協力していただくよう努めていく。

学校においては、定期的に校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域に知らせていくことに加え、家庭用のチェックリストを作成し配布したり、いじめに関するアンケートを保護者対象に行ったりして、家庭と連携して児童を見守り、いじめの早期発見に向けたネットワークづくりを行っていく。

#### ③児童や保護者が相談しやすい環境づくり

##### ア) 生活の記録等の活用

生活の記録や個人ノート等、教職員と児童の間で日常から行われている日記等を活用し、交友関係や悩みを把握したり、複数の教職員により、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったりする。併せて、個人面談や家庭訪問の機会を活用し、児童が日頃から相談しやすい環境づくりに努める。

また、様々な方法で児童の気持ちや思いを聞き出し、指導・支援する際に教員の思いや考えを受け入れてもらえるように、児童と教職員との間で、常日頃からの信頼関係の構築と指導体制・相談体制の充実を図る。

##### イ) 定期的ないじめの実態を把握するアンケートの実施

定期的ないじめ実態を把握するアンケートなどにより、児童の声に出せない声を積極的に拾い上げる機会を設定する。アンケートの実施にあたっては、児童が周りの児童の様子を気にせずに記入できるよう、質問内容を工夫し、無記名式とするなどの配慮を行う。また、アンケート調査により短期的ないじめに関する学級内の実態や推移を把握した上で、個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取っていく。

##### ウ) 相談窓口の設置と周知

児童及びその保護者に、学校の相談窓口の他、県教育委員会の相談ダイヤル・メール相談窓口、鶴岡市教育委員会や鶴岡市教育相談センターの相談窓口等、いつでも誰でも相談できる体制があることを周知し、一人で悩まず声に出していくことが大切であることを啓発していく。

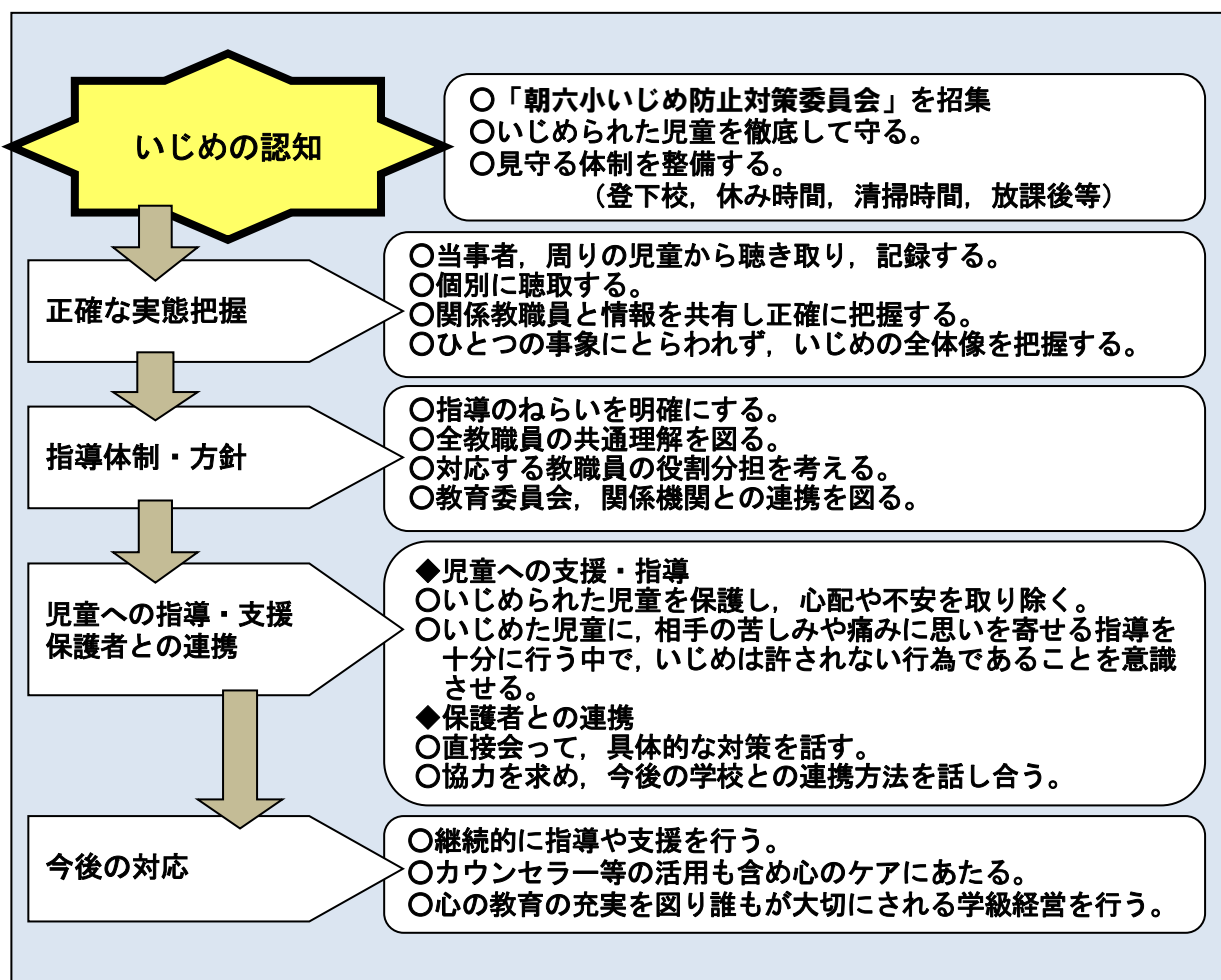
### 3 いじめ発生の場合の適切な対応

#### ○学校における基本的対応

- ・いじめの発見・通報を受けたとき、児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、特定の教職員が抱え込まず、速やかに法第22条の組織を活用し、「朝六小いじめ防止対策委員会」に通報し、校長のリーダーシップのもと、組織的に対応する。
- ・被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導することが大切である。
- ・学校は、児童がいじめを受けていると思われる時は、速やかに、いじめの有無を確認し、その結果を教育委員会に報告する（法23条）とともに、事案の内容によっては、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上対処することが必要である。

## (1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめの認知に向け日頃からアンケート調査・個別面談等により正確な実態把握に努める。また、いじめを認知した場合、躊躇なく校内におけるいじめ防止等に係る組織に報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

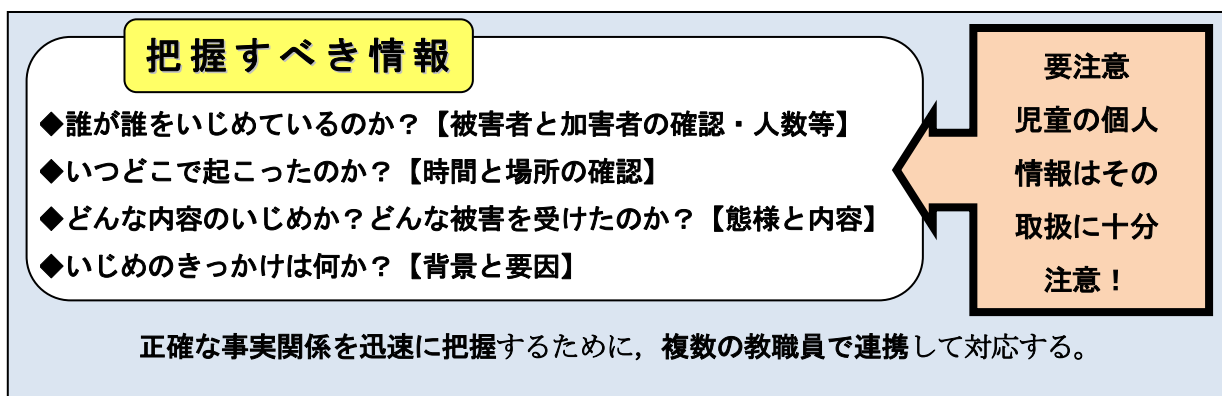


## (2) いじめ発見時の緊急対応

いじめの発見・通報を受けたとき、児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、特定の教職員が抱え込まず、速やかに「朝六小いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的に対応する。

「朝六小いじめ防止対策委員会」においては、いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。

なお、いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、いじめられた児童の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。



### (3) いじめと認知した場合の対応

#### ①被害児童及びその保護者への対応

##### ア) いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることがを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

##### イ) いじめられた児童への対応

いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

##### ウ) いじめられた児童の保護者への対応

保護者の心情を配慮しながら誠意をもって対応する。事実関係を正確に説明し、誤解を招かないようにする。保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応と経過については、今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

##### エ) 自殺につながる可能性がある場合の対応

児童生徒が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」（Tell：心配していることを伝える，Ask：自殺願望について尋ねる，Listen：気持ちを傾聴する，Keep safe：安全の確保）に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応をていねいに行うなどして、いじめの再発防止に努める。

#### ②加害児童及びその保護者への対応

##### ア) いじめを認知した際の対応

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、いじめた児童に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得るなど、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえ、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

#### イ) いじめた児童への対応

いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分にし、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて、学校教育法第35条の規定に基づき、出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

#### ウ) いじめた児童の保護者への対応

子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢で保護者に対応する。保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。

また、保護者が自分の子どもの正当性を主張したり、いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いも聞きながら、「いじめは許されないことであり、学校として毅然とした態度で取り組む」ということを理解できるようにする。必要に応じて、複数の教職員で保護者の対応にあたる。

### ③集団へのはたらきかけ

#### ア) 児童に対する指導

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸せにするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の児童に徹底して指導する。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることが必要であることを理解させ、いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

#### イ) 保護者に対する啓発指導

場合によっては、PTA役員、教育委員会等との連携を図り、保護者への説明を行う。

その際、個人情報取扱いに留意しつつ、事案の概要や今後の学校の対応方針等を説明し協力を求める。

#### ④継続した指導体制の確立

いじめの解決とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい学校生活や学級活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

このため、「朝六小いじめ防止対策委員会」において、いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

<いじめが「解消している」状態>

- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」及び「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」が満たされている必要がある。ただし、これらが満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解決とはしない。
- いじめが「解消している」状態については、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態の期間を少なくとも3か月を目安とする。
- 教職員は、少なくとも3か月を目安に、その期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で、いじめの解消について判断を行う。
- いじめの被害の重大性から、いじめが「解消している」状態について長期の期間が必要であると判断される場合は、少なくとも3か月の目安にかかわらず、「朝六小いじめ防止対策委員会」あるいは市教育委員会の判断により、より長期の期間を設定する。
- いじめが「解消している」状態の判断に際しては、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかについて、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。
- 教職員は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有していることを自覚し、また、「朝六小いじめ防止対策委員会」は、いじめが解消に井たるまで、被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、それを確実に実行する。
- いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめ再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

### Ⅲ ネット上のいじめへの対応

#### 1 ネット上のいじめの未然防止

##### (1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

###### ①教科活動等における児童に対する指導の充実

児童の発達段階に応じた教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用しての情報モラル

教育の充実に向け、学校体制による意図的、計画的な指導を行う。

#### ②児童及び保護者に対する啓発

児童及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、警察署や庄内教育事務所の青少年指導員、教育委員会の指導主事等により、「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深めるための研修会や講演会を実施し、啓発の充実を図る。

#### ③教員の指導力の向上

教員が、インターネット上のいじめの現状などの理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合の対応を迅速、確実に行うことができるようにするために、警察署や庄内教育事務所の青少年指導員、教育委員会の指導主事等により、啓発や研修会等を行う。

### (2) 家庭・地域、PTAとの連携

#### ①学校における取組と連携

保護者会や地域懇談会等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や児童のインターネット利用状況等について、家庭・地域に情報提供を行い、学校と連携してネット上のいじめの未然防止と、早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。

#### ②家庭の取組と連携

各家庭においては、子どものインターネット利用状況を把握し、ニュースや新聞記事等からネット上のいじめやインターネットの利用について話題にするなど、日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう努めていく。また、子どもの発達段階に応じてインターネットの利用に関して家庭におけるルールづくりを行うと同時に、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ、制限していくこと等についてもよく話し合う。このようなペアレンタルコントロールにより、児童生徒がネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないよう努めていく。

#### ◆ペアレンタルコントロール

悪影響を及ぼす恐れがある映像ソフト・ゲームソフト・ウェブサイトなどを、子どもが閲覧・利用できないよう、保護者が行う制限。またその機能及びそのような機能を提供するサービスのこと。携帯電話の利用制限を含むこともある。「ペアレンタルコントロール」「ペアレンタルロック」「ペアレンタルロック」ともいう。

#### ◆ペアレンタルコントロールの例

- i) 家庭内で情報通信機器利用の約束を決める。
- ii) 保護者による継続的な見守りを行う。
- iii) 危険性の教育を行う。
- iv) フィルタリングの設定を行う。
- v) 表情を見ながらの対話を重視することなどを教える。

上記 i) ～ v) 等により、子どもの発達段階に応じて、情報社会との関わり方を順序立てて教えていく。

### ③ P T Aの取組と連携

P T Aにおいては、研修会のテーマにネット上のいじめに関することを取り上げたり、学級・学年懇談会において話題にしたり、独自のアンケートを行い、広報紙により啓発する等の活動を通じてネット上のいじめの未然防止に向けた活動を推進していく。また、保護者の協力を得たネットパトロールを実施するなど、P T A活動の役割として複数を人選し依頼するなどして活動の意識化を図る。

## 2 早期発見・早期対応

### (1) 早期発見への取組

#### ① 「ネット上のいじめ」のサインをキャッチするポイント

ネット上のいじめも、現実の人間関係が強く反映されている場合が多くある。従って、現実での人間関係をしっかり把握することがネット上のいじめの発見にもつながる。このため、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化やサインを見逃さず、児童の心に寄り添いながら声をかけ、いじめの芽に気づく努力が必要である。

常日頃からの児童理解と行動観察による情報の蓄積に加え、いじめ発見のチェックリストやアンケート調査・個別面談等により実態把握に努める。

#### ② 「ネット上のいじめ」についての相談体制の整備

ネット上のいじめはもともとその把握が難しいものであるため、被害を受けている本人が気づかないところで進行する場合もある。このため、インターネットを利用している児童が、自分自身もしくは身近な友達へのネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め、相談しやすい関係や体制を日頃から築いておくと同時に、学校の相談窓口以外に、県や市の関係機関の窓口や相談ダイヤル等を周知しておくことが必要である。

#### ③ 学校・家庭・地域、P T Aによるネットパトロールの実施

早期発見の観点から、学校の設置者及び学校、P T A、地域等が連携し学校ネットパトロール等を実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努めることも有効である。

また、保護者によるネットパトロールへの協力などにより、気になる情報については学校と共有しながら即座に対応する体制を整備することも重要である。インターネット上で、児童のいじめにつながる恐れのある書き込みが認められた場合は、情報を組織的に共有するとともに、積極的に関係機関の指導、助言を受けながら対応する。

#### ◆ ネットパトロール

学校非公式サイトやブログ、プロフ等に、誹謗・中傷の書き込みが行われ、ネット上のいじめ等が起こっていないか、チェックすることを「ネットパトロール」と呼ぶ。

#### ◆ ネットパトロールの具体的な方法

- i) google やyahoo などの検索エンジンを利用し、「学校名（略称などもある）」「地域」「掲示板」などのキーワードを組み合わせで検索する。
- ii) 無料掲示板やSNSなどで学校別掲示板を探す。
- iii) 非公式掲示板検索サイト（学校裏サイトチェッカー等）を利用する。
- iv) 検索によりヒットしたサイトのリンク先をさらに同様の方法で検索する。 等

#### ④その他

児童が悩みを抱え込まないように、法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。パスワード付きサイトやSNS、携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。このため校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

### (2) 早期対応への取組

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局に協力を求める。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

#### ① 掲示板への不適切な書き込みや画像・動画の掲載への対応

##### ア) ネット上のいじめの発見、児童生徒・保護者等からの相談

学校がネット上のいじめの事案を把握するのは、児童や保護者からの相談である事例が多く見られる。また、児童の様子の変化から、事案を把握することになった事例もある。学校では児童が出すいじめの芽を見逃さずネット上のいじめに対応していく。

##### イ) 書き込み内容や掲載内容の確認

誹謗中傷等の書き込みや画像・動画等の掲載についての相談が児童や保護者等からあった場合、その内容を確認する。その際には、書き込みや掲載のあった掲示板のURL、不適切なメール等を記録するとともに、書き込みや掲載内容をプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。携帯電話での誹謗中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

##### ◆確認する内容（いじめられた本人や保護者から）

「いつ頃」「誰が」「どのような内容のメールを」「何回くらい」  
「それに対してどのような行動をしたか」

##### ウ) 掲示板等の管理者への削除依頼

メールにより、掲示板等の管理者へ削除依頼を行う。なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、事前に「利用規約」等に書かれている削除依頼方法を確認する。削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当である。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者に、個人情報等を悪用されることなどがないよう注意する。

##### エ) 掲示板等のプロバイダへの削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

##### オ) 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合には、削除が必要なURL

や書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されないことがあるので、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認する。不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。それでも削除されない場合は、警察署や法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

## ②警察との連携

ネット上のいじめの問題に対し適切に対応していくため、市教育委員会等が中心となって、各地域の状況に応じ、学校警察連絡制度を有効に活用し対応する。

## ③法務局との連携

法務省の人権擁護機関である全国の法務局では、インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、掲示板等を管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法など、事案に応じた適切な助言を行っているほか、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っている。学校だけの対応では解決できない場合などは、法務局に相談して対応する。

## ④児童への指導のポイント

児童がネット上のいじめの被害者や加害者とならないために、次のポイントを踏まえ、児童に対して指導を行う。

ア) 掲示板やメール等を用いて誹謗中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、法律に違反する行為（刑法第230条「名誉毀損」、第231条「侮辱」など）であり、決して許される行為ではないこと。

イ) 掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、調べれば書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。書き込み等が悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。

ウ) 掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、自らもインターネットのリスクを回避することにつながる。

## ⑤チェーンメール等への対応

一般的に、同じ内容を不特定多数の人に転送するよう求めるメールを、チェーンメールという。ネット上のいじめに分類される誹謗中傷に関するもの以外にも、様々な内容のものがある。メール中に、「このメールを〇〇人に転送してください」というような内容が書かれているものは、すべてチェーンメールである。

児童には、以下のような内容を踏まえ、チェーンメールが送られてきても削除して構わないことを指導する。

ア) 携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したかもしくは転送しなかったかについて、第三者が知ることは通常の方法ではできない。

イ) チェーンメールの内容は架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはない。

ウ) チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあ

るので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身もネット上のいじめの加害者となる。

エ) チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにする。

オ) チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しない。

カ) チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイトなど大変危険なサイトにつながる場合がある。

◆チェーンメール転送先

チェーンメールについて不安が解消できない児童生徒には、チェーンメールの転送先を紹介することもできる。(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター等において、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

#### IV 重大事態への対応

##### (1) 重大事態の意味

①いじめにより児童(生徒)等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

**※保護者からの申し立てがあった時は、十分な調査等を実施した上でいじめを起因とする重大事態か否かを判断する。**

##### (2) 重大事態への対処

①重大事態が発生したと判断した場合は、教育委員会に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との適切に連携する。

④調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。

⑤上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

⑥情報の共有及び提供にあたっては、他の児童(生徒)のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮する。

⑦不登校重大事態の目安である「欠席30日」になる前から、教育委員会と相談しつつ、児童生徒への聴取に着手する。【不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月)】

#### V いじめが生まれる背景と指導上の注意

① いじめの加害の背景には、勉強のストレスが関わっている場合があることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にされた分か

りやすい授業づくりを進める。

- ② いじめの加害の背景には、人間関係のストレスが関わっている場合があることを踏まえ、学級や学年の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。
- ③ ストレスを感じた場合に、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりする等、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ④ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ⑤ 教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものであり、いじめられている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化させるため、そのような認識や発言はしない。

**<特に配慮が必要な児童についての対応>**（いじめ防止等の基本的な方針（H29・3・14文科大臣最終決定））

- ⑥ 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ⑦ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ⑧ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ⑨ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電事故により避難している児童生徒については、被害児童が受けた心身への重大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

## VI 教育相談体制と生徒指導の整備

### (1) 教育相談体制と活動計画

#### ① 教育相談体制

- ・複数の目で児童理解に努め、全職員の共通理解の下、支援体制を組んで指導に当たる。
- ・保護者向けに定期的に教育相談のお知らせを配布し、相談しやすい雰囲気を作る。
- ・いじめ交友関係調査やQU検査を通して児童の声に耳を傾けるとともに、休み時間の様子を観察して交友関係を探る。
- ・アンテナを高くし、問題が初期のうちに対処できる体制を組む。

#### ② 活動計画

##### 【教育相談全体研修会】

- ・ 期日        第1回全体研修会      令和8年 4月 7日（火）児童理解
- 第2回全体研修会      令和8年 8月19日（水）QU研修
- ・ 内容        配慮を要する児童についての共通理解・情報交換等（特別支援、不登校傾向、問題行動等）

### ③ 節ごとの教育相談

- ・学年会で、支援・指導を必要とする児童について話し合う。
- ・学年会で対応できない場合は、ケース会議を開き、対応を協議する。
- ・校内体制での支援・指導を必要とする児童については、特別支援部会と連携を図りながらその方法を協議する。
- ・配慮を要する児童について、職員会議で共通理解を図る。
- ・必要に応じて関係諸機関（児童相談所・教育相談員・医療機関等）との連携を図る。
- ・配慮を要する児童については、個人カルテや個別の指導計画を作成し、それをもとにその成果や課題などを特別支援部会で話し合い、支援方法の見直しを行う。

### ④ 家庭に向けた教育相談の呼びかけ

- ・学期に1回、家庭に向けて教育相談のお知らせを配布し、家庭で困っている子育ての悩みや相談したいことがらに対応する。

### ⑤ 年間計画

	内 容		内 容
4月	教育相談研修会	8月	Q-U研修会
5月	Q-U検査①	11月	いじめアンケート② Q-U検査②
6月	いじめアンケート①		
7月	教育相談のお知らせ配付	12月	学校アンケート 教育相談のお知らせ配付

## (2) 生徒指導体制と活動について

### ① 生徒指導のねらい

- 生徒指導は学校全体で取り組むものであり、「思いやる子育成部」を中心として「豊かな心で思いやる子」の育成を期して行われるものである。
- ・校内生活を通して、一人一人の児童が学校生活全般にわたって、個人及び集団生活を充実させるために、基本的な生活態度づくりと習慣化を図る。
- ・校外における事故を未然に防止し、安全で快適な生活ができるようにする。
- ・地域における児童の実態を把握し、適切な指導を加えるとともに、問題行動の早期発見・適切な処置にあたる。

### ② 校内生活について

- ・校内生活における基本的な生活習慣の定着を図る。
- ・はじめのある明るい学校生活になるように、児童会を中核として、学校内の問題を自分たちの問題としてとらえさせる。
- ・一人一人の児童の実態を十分に把握し、適切な指導をするとともに、問題行動の未然防止に努める。
- ・協調性・思いやりの心を育てるために、道徳・学級活動・縦割り活動を大切にしていく。

### ③校外生活について

- ・命を大切にし、事故防止に努める。

#### ※危険箇所マップの活用

交通事故の防止……………登校・下校時の安全指導。

水難事故の防止……………危険区域の確認と周知徹底、雪解け水・増水時の指導。

危険な遊びによる事故防止……………道路での遊び・線路・火遊び等は、絶対しない。ルールを守った自転車乗り。

- ・不審者、変質者による事故防止……………一人では帰らない・寄り道しない・家の人に行先や帰宅時刻を伝える・もし遭遇した場合は、近くの「こども110番」か近隣の家に避難する。

### ③問題行動防止に努める。

- ・出かける時は必ず家の人に、行き先・目的・帰宅時刻を知らせる。
- ・危険箇所マップを活用し、通学路や学区内の危険箇所について知らせる。
- ・長期休業の前に望ましい生活の仕方のプリントを作成し、事前指導を徹底する。
- ・問題を早期に発見し、保護者と連絡をとりながら、事故を未然に防ぐようにする。

## Ⅶ 校内研修

### (1) 児童理解

子どものことを複数の教職員で見守る体制を作るために、年度当初子どものことについて共通理解する研修会を実施する。縦割り活動を推奨する本校においては、学年での活動や登校班や清掃等の異学年での児童と一緒に活動する機会が多いので、経営委員会や職員会議においても子どものことについて話し合う時間を作っていく。

※子ども理解を推進するための一つとして、市の特別支援教育研修会受講を推進していく。

### (2) いじめ問題等の生徒指導に関する研修

ネット関係については鶴岡警察署生活安全課や庄内教育事務所または鶴岡市教育委員会の指導を受けて児童への指導のあり方を研修していく。また、少年非行や事故防止については、「スクールゾーン対策会議」等の諸会合の機会に研修を深めていく。

## Ⅷ 学校評価と教員評価

### (1) 学校評価

①学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、以下の項目を参考に、児童や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に取り組む。

- ・いじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
- ・日頃より、いじめの実態把握に努め、児童が発する危険信号等を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共

有できているか。

- ・いじめ防止基本方針や取組について、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
  - ・いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されているか
- ②朝六小いじめ防止対策委員会は、いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校でいじめへの取組が計画どおりに進んでいるかどうかの点検や、いじめの対処がうまくいっていないケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDCAサイクルで検証を行う。

## **(2) 教員評価**

- ①いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの児童の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を行っているかどうか評価する。
- ②学級の実態に基づく評価結果を踏まえ、その改善に取り組んでいるかどうか評価する。

## **Ⅸ その他**

### **(1) 基本方針の見直しに関すること**

基本方針については、全職員に配布し研修を重ねることで実効性のある取り組みができるようにしていく。毎年、内容について確認をしながら年度始に見直しを行っていく。

### **(2) 学校や地域におけるいじめ問題対策につながる特徴的・効果的な活動に関すること**

ボランティア活動，福祉・奉仕活動，キャリア教育，児童会活動等が，人間関係づくりや心の育成を含めたねらいに基づき適切に実施されるよう改善に努める。